

役員等報酬規程

社会福祉法人 隼仁会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人隼仁会（以下「この法人」という）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別に定める報酬等の支給基準表の額とし、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項2号に定める報酬等

の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

報酬等の支給基準表

1. 役員の報酬

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査・理事会等への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

2. 評議員の報酬

	日 額
評議員会への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000 円